

岩手県告示第91号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成23年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
種市加入区	1以外の総トン数10トン未満の漁船漁業、定置漁業
小子内浜加入区	定置漁業
中野加入区	定置漁業
久慈市加入区	定置漁業
野田村加入区	定置漁業
普代村加入区	定置漁業
羅賀加入区	定置漁業
島越加入区	定置漁業
小本浜加入区	沖合底びき網漁業（100トン未満）及び定置漁業
田老町加入区	総トン数10トン未満の漁船により専らはえ縄を使用してさけをとることを目的とする漁業及び定置漁業、1から3まで以外の総トン数3トン未満の漁船漁業
宮古加入区	定置漁業
重茂加入区	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び定置漁業
織笠加入区	定置漁業
大浦加入区	定置漁業
船越湾加入区	小型さんま棒受網漁業及び定置漁業
大槌町加入区	小型さんま棒受網漁業及び定置漁業
釜石東部加入区	定置漁業
釜石湾加入区	総トン数10トン未満の漁船により主として釣りによっていかをとることを目的とする漁業及び定置漁業
唐丹町加入区	小型いか釣り漁業及び定置漁業
吉浜加入区	総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業及び定置漁業
越喜来加入区	定置漁業
綾里加入区	定置漁業
赤崎加入区	定置漁業
広田町加入区	中型さんま棒受網漁業及び定置漁業
小友加入区	定置漁業
高田町加入区	定置漁業